

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第120号

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「管 理 課」を「管理課」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

研究所に次の職員を置く。

所長

課長

その他の職員 若干人

第2条第2項中「管理課」を「課」に改め、同条第3項中「又は担当課長補佐」を「、担当課長、担当課長補佐又は担当係長」に改め、同条に次の1項を加える。

5 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第4項中「(課に置く担当課長、担当課長補佐及び担当係長にあっては、消費者に対する食品衛生思想の普及及び啓発に関する事務)」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)